
プロジェクト 収益認識項目 専門委員会及び親委員会で聞かれた意見

1. 以下では、第 64 回専門委員会（1 月 8 日開催）及び第 65 回専門委員会（1 月 25 日開催）並びに第 327 回親委員会（1 月 12 日開催）において専門委員会や親委員会で聞かれた主な意見及びそれ以前に聞かれた主な意見を要約している。

「公表の経緯及び質問事項等」について**（総論）****第 327 回親委員会で聞かれた主な意見**

- (1) 今回の意見募集文書の対象の多くは、普段、IFRS に関心を持たない企業であり、意見募集文書の詳細を詰めるよりも分かりやすさを優先してとりまとめ、公表後の意見の収集に労力を費やしてはどうか。

（事務局対応案）

ご意見を踏まえて、意見募集文書を早期に公表できるように準備を進めている。
また、公表後は周知と意見収集に努める予定である。

（対象となる会社の範囲について）**第 61 回専門委員会で聞かれた主な意見**

- (2) 今回の検討がどのような範囲の会社を対象と考えるのかを明確にすべきではないか。また、単体財務諸表への適用についても明確にすべきではないか。

（事務局対応案）

従来より ASBJ の会計基準では、会社の範囲について定めていない。どのような会社が会計基準の対象となるかは、各々の制度で定められる事項と考えられるため、特段の記載は行っていない。

単体財務諸表への適用については、意見募集文書第 6 項及び質問 3 に織り込んだ。

(一部の企業だけでなく、広く一般に配慮した記載を行うべきとする意見)

第 64 回専門委員会で聞かれた主な意見

- (3) 今回の収益認識に関する包括的な基準開発は、一部のグローバル企業だけでなく、これまで IFRS を意識してこなかった企業にも広範に影響を与える可能性があり、そうした問題意識が伝わるように記載すべきである。
- (4) 質問 2 については、広く意見が寄せられるように、IFRS 第 15 号を前提としつつも、対象をどこまでにするか、これまでの日本基準を抜本的に見直すのかどうかの観点を含めるべきである。

第 327 回親委員会で聞かれた主な意見

- (5) IFRS 第 15 号の内容を出発点とする理由として、指定国際会計基準や米国会計基準を適用する企業からのニーズよりも、日本で包括的な基準が存在しないことを強調してはどうか。
- (6) 既に IFRS と米国会計基準が概ね同様の基準となっている中、包括的な会計基準の開発にあたり、これらと別の考え方を出発点とすることは不利益を被る可能性があることが伝わるように記載してはどうか。
- (7) IFRS 第 15 号における支配の移転の考え方に基づいて進行基準を理解することは難しく、その点についても配慮した記載をしてはどうか。

(事務局対応案)

上記のご意見を踏まえ、第 16 項の記載を修正し、今回の取組みが指定国際会計基準や米国会計基準を適用する企業だけでなく、日本基準を適用している企業に対しても関係することがわかる記載に変更している。

(第 6 項の記載に関する意見)

第 65 回専門委員会で聞かれた主な意見

- (8) 第 6 項で「仮に IFRS 第 15 号の基準本文（適用指針を含む。）の内容のすべてを～（中略）～導入した場合に」との記載は、第 5 項以前の IFRS 第 15 号を踏まえた収益認識に関する包括的な会計基準を開発するとの記載から IFRS 第 15 号全体の導入へと話題が飛躍しているように見えるため、修文してはどうか。

(事務局対応案)

上記のご意見を踏まえ、第6項の記載を修正した。

(IFRS第15号を踏まえて検討を行うことに関する質問と、どの程度IFRS第15号との整合性を図るかという質問について)

第64回専門委員会で聞かれた主な意見

- (9) 2つの質問は関連しており、また、どの程度IFRS第15号との整合性を図るかという質問の冒頭にはIFRS第15号を出発点として検討することの趣旨が記載されているため、両質問を連続して記載するか、まとめてはどうか。
- (10) どの程度IFRS第15号との整合性を図るかという質問はどのように回答するかが難しいため、例えば、「基準本文」「設例」などの構成要素を挙げて是否を問う方法や、「内容まで」「文言まで」などの形式で整合性の程度を聞く方法を検討してはどうか。
- (11) 目標とするIFRS第15号との整合性の程度まで具体的に踏み込んで質問する必要があるのではないか。

(事務局対応案)

上記のご意見を踏まえて、IFRS第15号の内容を出発点として検討を行うことに関する質問にとどめ、どの程度IFRS第15号との整合性を図るか、との質問は明示しないこととした。また、第6項及び質問3において、IFRS第15号の基準本文（適用指針も含む。）の内容のすべてを導入した場合について検討している旨、記載した。

「第1部 IFRS第15号に関して予備的に識別している適用上の課題」について

(冒頭部分及び全体に関して)

第64回専門委員会で聞かれた主な意見

- (12) 【図表3】「各論点と影響を受ける取引例」に、該当するステップを付記してはどうか。また、各論点の表題にも該当するステップを付記してはどうか。

(事務局対応案)

ご意見を踏まえて、【図表3】に該当するステップを付記し、各論点の表題にも該当するステップを付記した。

(各論点の記載に関して)

第 64 回専門委員会で聞かれた主な意見

- (13)「変動対価」の論点（論点 6）の具体的事例の記載について、仮価格による取引は一般的であり、業種の前提を設けなくともよいのではないか。
- (14)「一定の期間にわたり充足される履行義務」の論点（論点 9）の具体的事例の記載について、IFRS 第 15 号第 35 項(c)の検討から文章が始まるが、IFRS 第 15 号第 35 項(b)の検討に触れるなど、第 35 項(c)の検討に至る前提をより丁寧に書き込むべきではないか。
- (15)「本人か代理人かの検討」の論点（論点 13）の具体的事例の記載で、「仕切取引」について「代行取引」と大きく異なる点は売買の当事者かどうかであり、必ずしも在庫リスクは関係しない場合があるので、当該部分を削除してはどうか。

（事務局対応案）

ご意見を踏まえて、修正を行った。

コメント募集期間について

第 64 回専門委員会で聞かれた主な意見

- (16)半年は長すぎるものの、業界団体が周知する等の活動を考慮すると、2～3 か月の期間では周知が十分に行き渡らない可能性がある。
- (17)意見募集期間が決算業務の繁忙時期に重なることは望ましいことではなく、委員会の基準開発への姿勢に誤解を持たれかねないため、意見募集公表の時期や募集期間は慎重に検討すべきである。

第 327 回親委員会で聞かれた主な意見

- (18)意見募集の期間は十分に確保する必要がある、2 か月では短いため、3 か月を目安とし、5 月の連休があることに配慮した上で、設定すべきである。
- (19)適用上の課題を早期に識別し、基準開発に役立てることが趣旨であるため、課題を集められるよう十分にコメント期間を確保すべく、できるだけ早く公表すべきである。

第 65 回専門委員会で聞かれた主な意見

- (20)5 月中旬にコメント募集期限を設定する場合でも、決算業務の関係から対応が難しい。また、業界団体が取りまとめを行うことも考慮し、5 月末をコメント期限とし

てはどうか。

(21) 財務諸表利用者の立場からも 2 月から順次、繁忙期を迎えることを考慮し、コメント募集期限を 5 月末としてはどうか。

(事務局対応案)

上記のご意見を踏まえて、コメント募集期間を審議事項(3)-2 にて検討いただくこととしている。

以 上